

ご契約者様へのお知らせ

共済契約者 各位

鳥取中央農業協同組合
代表理事組合長 栗原 隆 政

令和2年新型コロナウイルスの影響に伴う共済掛金払込猶予期間の 延長・継続契約の締結手続の猶予および共済掛金の払込猶予について（更新）

このたびの新型コロナウイルスにより、多大な影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申しあげます。

さて、弊組合では、新型コロナウイルスによる影響を受け、ご契約いただいております共済契約の掛金の払込み・契約継続の手続きについて、所定の期日までのお手続きが困難な方につきましては、下記の取扱いを行うことといたしますので、ご希望される方は組合にお申し込みください。

記

1. 取扱い内容

- (1) 長期共済
共済掛金払込猶予期間の延長
- (2) 短期共済
共済掛金払込猶予期間の延長
継続契約の締結手続の猶予および共済掛金の払込猶予

2. 第2回以後の共済掛金にかかる共済掛金払込猶予期間の延長（長期共済）

- (1) 対象となる共済種類
建物更生共済契約（セットされた賠償責任共済契約を含む。）、生命総合共済契約（セットされた傷害共済契約を含む。）、養老生命共済契約、終身共済契約および年金共済契約
 - (2) 対象となる共済掛金
新型コロナウイルスにより影響(※1)を受けられた契約者様のご契約で、次の共済掛金を対象とします。
 - ① 年払契約
年応当日(※2)が令和2年1月16日から令和3年1月15日までの掛金
 - ② 月払契約
全契約の掛金（令和2年2月から令和3年1月までの共済掛金）
- (※1) 被害・影響の定義および対象となる共済掛金の範囲など、詳細につきましては組合窓口にお問い合わせください。
- (※2) 年応当日…年ごとの共済契約の成立の日に対応する日のことをいいます。

(3) 共済掛金払込猶予期間延長後の払込猶予期間満了日

① 年払契約

ア. 年応当日が令和2年1月16日から令和2年3月16日までの契約の掛金
それぞれ令和3年の年応当日の前日

イ. 年応当日が令和2年3月17日から令和3年1月15日までの契約の掛金
令和3年3月16日(火)

② 月払契約

ア. 令和2年2月掛金

令和3年1月31日(日)

イ. 月応当日(※3)が1日から16日までの契約の令和2年3月掛金

令和3年2月28日(日)

ウ. 月応当日が17日から31日までの契約の令和2年3月掛金および令和2年4月
から令和3年1月までの掛金

令和3年3月16日(火)

(※3) 月応当日…月ごとの共済契約の成立の日に対応する日のことをいいます。

(4) 共済掛金払込猶予期間の延長のお申込期限

共済掛金払込猶予期間の延長を希望される方は、「長期共済 共済掛金払込延長申込書」を令和3年3月16日(火)(ただし、掛金月毎の延長期間の満了日までとします。)までに組合にご提出ください。

3. 第1回共済掛金にかかる共済掛金払込猶予期間の延長(長期共済)

(1) 対象となる共済掛金

新型コロナウイルスにより影響を受けられた契約者様の次の契約の第1回共済掛金を対象とします。

① 年払契約

契約日が令和元年12月16日から令和2年3月16日までの契約

② 月払契約

契約日が令和2年1月1日から令和2年3月16日までの契約

(2) 共済掛金払込猶予期間延長後の払込猶予期間満了日

① 年払契約

令和元年12月16日から令和2年3月16日までの契約の第1回共済掛金
それぞれ令和2年から令和3年の年応当日の前日

② 月払契約

ア. 令和2年1月契約の第1回共済掛金

令和2年12月31日(木)

イ. 令和2年2月契約の第1回共済掛金

令和3年1月31日(日)

ウ. 令和2年3月1日から令和2年3月16日までの契約の第1回共済掛金

令和3年2月28日(日)

(3) 共済掛金払込猶予期間の延長のお申込期限

共済掛金払込猶予期間の延長を希望される方は、「長期共済 共済掛金払込延長申込書」を令和3年3月16日(火)(ただし、掛金月毎の延長期間の満了日までとしま

す。)までに組合にご提出ください。

4. 共済掛金払込猶予期間の延長（短期共済）

(1) 対象契約

自動継続特約付火災共済契約（2年目以降10年目までが対象）、自動車共済契約（払込期月のある契約）、定額定期生命共済契約、自動継続制度が適用される傷害共済契約（普通傷害共済契約、交通事故傷害共済契約、就業者傷害共済契約、農作業中傷害共済契約、特定農機具傷害共済契約、学校管理下外傷害共済契約）で、令和2年3月16日から令和3年3月16日の間に約款に定める共済掛金払込猶予期間が満了する契約。

(2) 共済掛金払込猶予期間の延長の満了日

各契約の共済掛金払込猶予期間満了日から最大6か月まで（最大で令和3年3月16日（火）まで）

(3) 共済掛金払込猶予期間の延長のお申込期間

各契約の共済掛金払込猶予期間満了日から最大6か月まで（最大で令和3年3月16日（火）まで）

なお、共済掛金払込猶予期間の延長を希望される方は、「短期共済 共済掛金払込延長等申込書」を組合にご提出ください。

5. 継続契約の締結手続の猶予および共済掛金の払込猶予（短期共済）

(1) 対象契約

火災共済契約（共済掛金払込猶予期間の延長対象契約を除く。）、自動車共済契約、賠償責任共済契約（建物更生共済にセットされた契約を除く。）、団体定期生命共済契約、傷害共済契約（共済掛金払込猶予期間の延長対象契約、生命総合共済にセットされた契約を除く。）およびボランティア活動共済契約で令和2年3月16日から令和3年3月16日の間に共済期間が満了する契約の継続契約。

(2) 継続契約の締結手続の猶予および共済掛金の払込猶予の満了日

各契約の期間終了日から最大6か月まで（最大で令和3年3月16日（火）まで）

(3) 継続契約の締結手続の猶予および共済掛金の払込猶予のお申込期間

各契約の期間終了日から最大6か月まで（最大で令和3年3月16日（火）まで）

なお、継続契約の締結手続の猶予および共済掛金の払込猶予を希望される方は、「短期共済 共済掛金払込延長等申込書」を組合にご提出ください。

以 上